



# 地域子ども・子育て支援事業ってなに？

すべての子育て世帯を支援するため、地域の実情に応じて様々な子育て支援に取り組む事業です。

## 利用者支援事業

お子さまとその保護者又は妊娠している方などが認定こども園や幼稚園、保育所などの教育・保育施設を利用したい時の相談・助言、また、一時預かりなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援を行う事業です。

宇都宮市では、平成26年9月から、一部の地域子育て支援拠点（子育てサロン）に経験や専門性を有する「(仮称)子育て支援総合コーディネーター」を設置し、幅広い情報の集約をはじめ、関係機関と連絡調整を行いながら、お子さまやその子育て世帯にあった施設・事業利用に関する相談支援を実施します。

## 《宇都宮市の利用者支援事業はこのような事業です》



子どもを預けたいけど、どうすればいいのかな？  
子どものことで気になることがあるけど、どこに相談すればいいのかな？

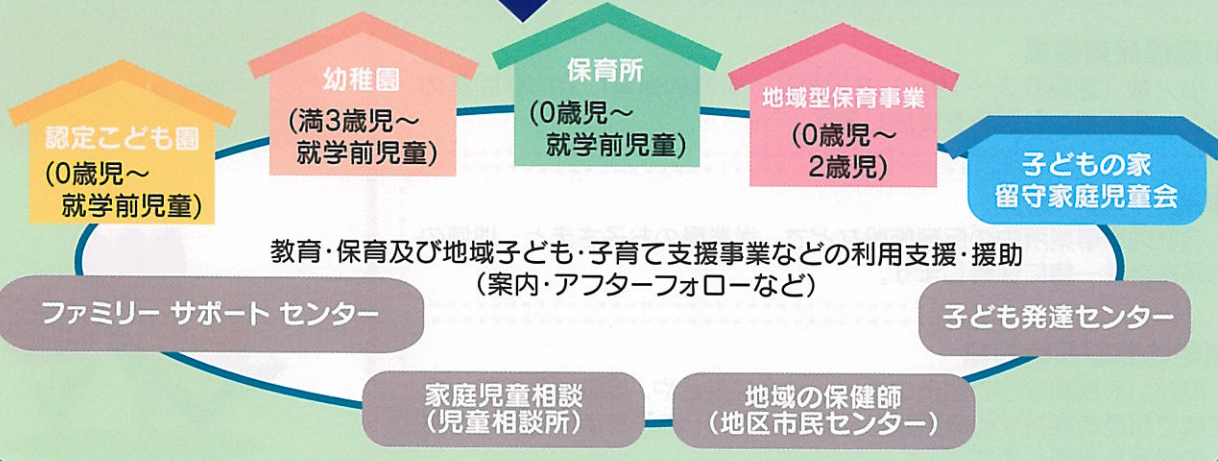
### 利用者支援事業 =



子育て世帯のニーズにあった  
情報提供・相談に応じます

(仮称)子育て支援総合コーディネーター

宇都宮市では、  
子育てサロン中央(駅前通り1-4-6)  
Tel. 028-627-0204  
子育てサロン竹林(竹林町226)  
Tel. 028-621-4788  
子育てサロン北雀宮(若松原2-18-30)  
Tel. 028-653-5164  
子育てサロン石井(石井町2989)  
Tel. 028-660-0600  
子育てサロン西部(鶴田町970-1)  
Tel. 028-647-4740  
において実施します。



## 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所など、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習などを行う事業です。

## 一時預かり事業

急な用事や短期のパートタイム就労などにより、ご家庭において一時的に保育が困難になったお子さまを保育所などで預かる場合や、幼稚園在園児が通常の教育時間外の時間を幼稚園において預かる場合の事業です。

## 子育て援助活動支援事業 (ファミリー サポート センター事業)

育児の援助を行うことを希望する方（協力会員）が保護者に代わり、幼稚園や保育所などへの送迎や学校の放課後又は「放課後児童クラブ」の終了後の預かり、保護者の急用・資格取得・求職活動時の預かりなどを行う事業です。

## 病児保育事業

病気又は病気の回復期のお子さまを病院・診療所・保育所などに付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。

## 子どもの家・留守家庭児童会事業

保護者が仕事などにより、昼間家にいない家庭の小学生（1年生～6年生）を対象に、授業の終了後に小学校内などに設けられた専用施設を利用して適切な遊びと生活の場を提供する事業です。

その他、「妊婦健診」、「子育て短期支援事業」、「延長保育事業」、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」などがあります。



# 利用にあたって何がかわるの？



## 支給認定を受ける必要があります！

教育・保育施設（認定こども園や幼稚園、保育所）及び地域型保育事業を利用する場合、保護者の申請により、支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

ただし、給付対象施設に移行しないこれまで通りの幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

### (1) 支給認定区分

#### 1号認定

（教育標準時間認定）

お子さまが満3歳以上で、教育のみを希望される場合

#### 【利用施設】

認定こども園、幼稚園

#### 2号認定

（満3歳以上児・保育認定）

お子さまが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育と併せて保育を希望される場合

#### 【利用施設】

認定こども園、保育所

#### 3号認定

（満3歳未満児・保育認定）

お子さまが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合

#### 【利用施設】

認定こども園、保育所、地域型保育事業

### (2) 認定区分の基準

2号認定及び3号認定の支給認定にあたっては、保護者の申請に基づき、以下の3点の基準で認定します。

#### ① 保育を必要とする事由

- 1か月48時間から64時間までの範囲内で市(町村)が定める時間以上労働することを常態していること
- 妊娠中であるか又は出産後間がないこと
- 保護者が疾病・負傷、精神もしくは身体に障がいを持っていること
- 同居の親族（長期間入院などしている親族を含む）を常時介護又は看護していること
- 災害復旧にあたっていること
- 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
- 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）していること
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さまがいて継続利用が必要であると認められること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

※同居の親族がお子さまを保育できる場合、利用の優先度を調整する場合があります。



#### ② 保育の必要量

##### 保育標準時間

フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）  
※利用できる保護者の就労時間の下限は1か月あたり120時間です。

##### 保育短時間

パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）  
※利用できる保護者の就労時間の下限は1か月あたり48～64時間の範囲で市が定めます。

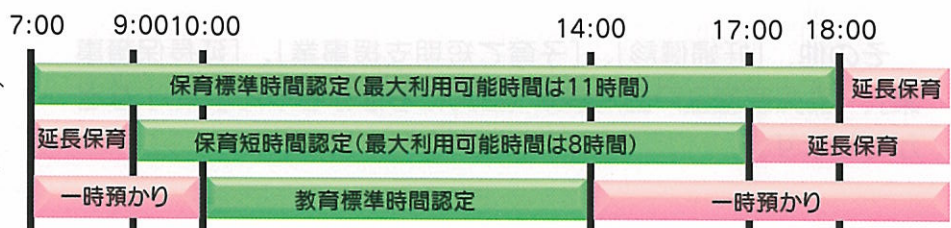
#### ③ 「優先利用」の該当の有無

ひとり親家庭、育児休業明け、生計中心者の失業、お子さまに障がいがある場合などは、保育の優先的な利用に配慮していきます。

#### 保育の必要量のイメージ

それぞれの世帯の就労実態などに応じて、認定の範囲内で利用することになります。

※あくまでもイメージであり、すべての施設などが右記のような開始・終了時間となるわけではありません。

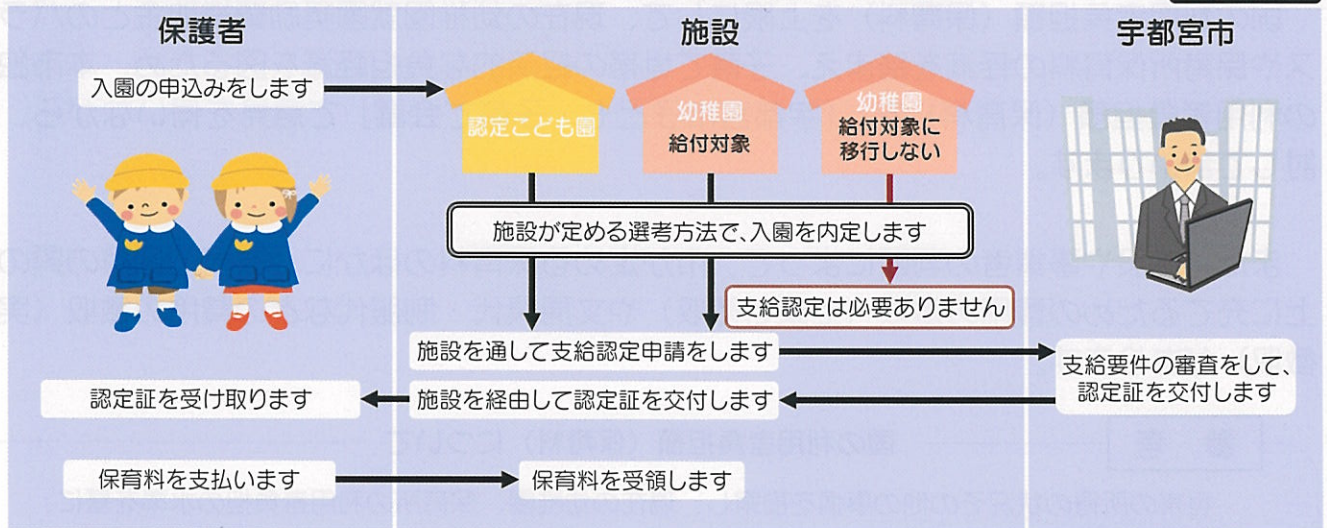


# 利用手続きの流れが変わります！

新制度における、幼稚園や保育所などを利用する際の手続きが変わります。  
ただし、給付対象施設に移行しない幼稚園などは今までどおりの手続きです。

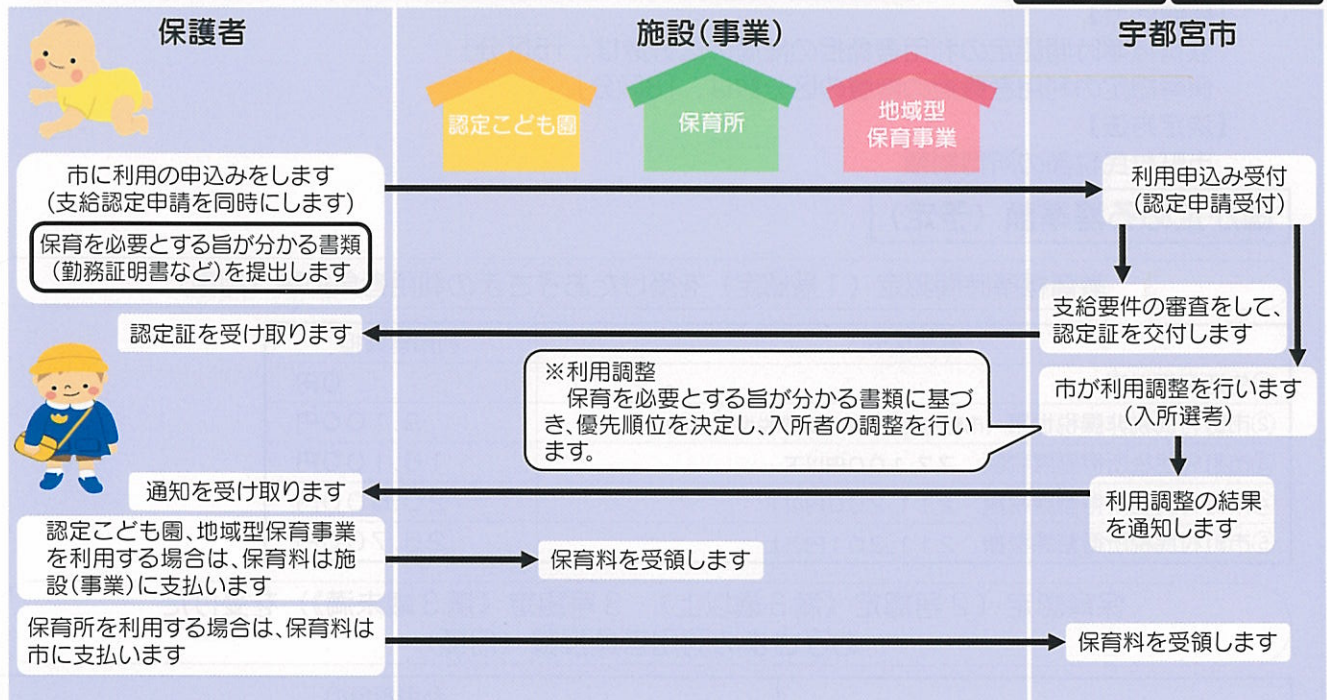
## 認定こども園や幼稚園を利用したい(満3歳以上児で保育を必要としない場合)

1号認定

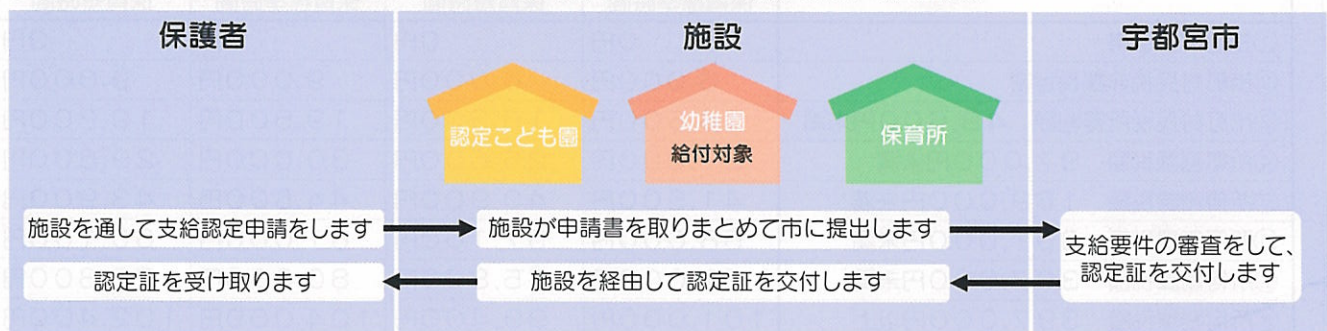


## 認定こども園や保育所、地域型保育事業を利用したい(保育が必要な場合)

2号認定 3号認定



## 今、利用している認定こども園や幼稚園、保育所を引き続き利用したい(在園児)





# これからの保育料はどうなるの？

## 本市の利用者負担額（保育料）について

国の利用者負担額（保育料）を上限にして、現在の幼稚園就園奨励費補助金とのバランスや保育所保育料の軽減を踏まえ、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、本市独自の利用者負担額（保育料）を、「宇都宮市子ども・子育て会議」で意見を伺いながら、検討してまいります。

また、施設や事業者の判断によって、市が定める保育料のほかに、教育・保育の質の向上に充てるための費用の徴収（上乘せ徴収）や文房具代・制服代などの費用の徴収（実費徴収）があります。

### 参考

### 国の利用者負担額（保育料）について

世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、現在の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、具体的な水準を定める予定となっています。

⇒ 現時点における、利用者負担額（保育料）は下表のとおりです。（予定）

#### 【階層区分】

教育標準時間認定の利用者負担の階層の区分数は、「5区分」

保育認定の利用者負担の階層の区分数は、「8区分」

#### 【決定方法】

市町村民税額の所得割額

### 国が定める基準額（予定）

#### 教育標準時間認定（1号認定）を受けたお子さまの利用者負担額（月額）

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

#### 保育認定（2号認定《満3歳以上》・3号認定《満3歳未満》）を受けたお子さまの利用者負担額（月額）

階層区分	利用者負担			
	2号認定（満3歳以上）		3号認定（満3歳未満）	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③市町村民税所得割額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円